

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・救急病院の認定	医療政策課
・令和4年度休猟区の指定	農山村振興課
・第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域の指定	〃
・令和4年度特定猟具使用禁止区域(銃)の指定	〃
・道路の供用開始	道路維持課
◎ 公 告	経営支援課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	建設企画課
・測量の実施(2件)	営繕課
・契約者等	警察本部会計課
・落札者等	
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第676号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和4年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人わかば会 俵町浜野病院	佐世保市俵町22番1号	令和4年11月1日	令和7年10月31日
特定医療法人雄博会 千住病院	佐世保市宮地町5番5号	令和4年11月20日	令和7年11月19日
医療法人祥仁会 西諫早病院	諫早市貝津町3015	令和4年11月20日	令和7年11月19日

長崎県告示第677号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 西海特例休猟区

(1) 区域

長崎県西海市西海町丹納郷に所在する一般国道202号と市道水浦高地線との交点を起点として、同所から同一般国道を西に進み、同一般国道と市道江里石田線との交点に至り、同所から同市道を西に進み、同市道と一般国道202号との交点に至り、同所から同一般国道を南に進み、同一般国道が普通河川黒口川右岸と交わる点に至り、同所から同普通河川を西に進み、同普通河川の河口に至り、同所から海岸線を西に進み、松山崎、曲り鼻、寄船鼻、土井ノ鼻、丸崎鼻、猪首鼻を迂回して南に進み、二級河川高地川河口に至り、同所から同二級河川左岸を西に進み、同二級河川左岸と市道水浦高地線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和7年10月31日まで（3年間）

2 松浦特例休猟区

(1) 区域

長崎県松浦市今福町に所在する一般国道204号と松浦市道大川西線との交点を起点として、同所から同市道を南に進み、同市道と松浦市道坂野寺上線との交点に至り、同所から同市道坂野寺上線を東に進み、同市道と松浦市道寺上木場線との交点に至り、同所から同市道寺上木場線を南東に進み、同市道と松浦市道田ノ平木場線との交点に至り、同所から同市道田ノ平木場線を南に進み、同市道と松浦市道石盛線との交点に至り、同所から同松浦市道石盛線を約700メートル南東に進み、同市道と林道東山線とを結ぶ小径と接する点に至り、同所から同小径を南東に進み、同小径が林道東山線と接する点に至り、同所から同林道を南東に進み、同林道と松浦市道鳥渡馬伏線との交点に至り、同所から同市道鳥渡馬伏線を南東に進み、北西に迂回してさらに南東に進み、同市道と主要地方道佐世保日野松浦線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み、同主要地方道と一般県道上志佐今福停車場線との交点に至り、同所から同一般県道を北に進み、同一般県道と一般国道204号との交点に至り、同所より同一般国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和7年10月31日まで（3年間）

3 郷ノ浦立石特例休猟区

(1) 区域

長崎県老岐市郷ノ浦町片原触所在、昭和橋右岸を起点とし、同所から海岸線に沿って南西に進み、郷ノ浦港を迂回し鳥帽子崎に至り、同所から更に海岸線に沿って北西に進み、牧崎及び半城湾を迂回し鷹巣に至り、同所から更に海岸線に沿って北へ進み、小牧崎及び母ヶ浦を迂回し阿母の滝に至り、同所より更に海岸線に沿って北北東へ進み、海岸線と一般県道郷ノ浦沼津勝本線との接点に至り、同所より同一般県道を西から南東へ迂回し、同一般県道と市道刈田院線との接点に至り、同所より同市道を北から北西に進み、同市道と一般県道郷ノ浦沼津勝本線との接点に至り、同所より同一般県道を南東へ進み、同一般県道と二級河川刈田院川との交点に至り、同所より同二級河川に沿って南東から北東へと進み、同二級河川と市道綿打線との交点綿田橋に至り、同所より同市道綿田線を北東に進み、同市道と一般県道湯の本芦辺線との接点に至り、同所より同一般県道を南東へ進み、同一般県道と一般国道382号線との接点に至り、同所より同一般国道を南へ進み、同国道と主要地方道郷ノ浦港線との接点に至り、同所から同主要地方道を南東へ進み、起点に至る線に囲まれた区域。なお、郷ノ浦町内、大島・長島・原島・黒瀬・阿瀬ノ島を含む。

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和7年10月31日まで（3年間）

長崎県告示第678号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域を指定したので、同条第4項の規定において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

令和4年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

休猟区のうち第二種特定鳥獣ニホンジカ及び第二種特定鳥獣イノシシが捕獲できる区域

(1) 区域

西海特例休猟区、松浦特例休猟区及び郷ノ浦立石特例休猟区の全部

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和7年10月31日まで（3年間）

長崎県告示第679号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項の規定により公示する。

令和4年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 福江ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県五島市に所在する主要地方道福江荒川線と五島市道福江38号線との交点を起点とし、同所から同市道を南から南東へ進み市道久木山・鷹ノ巣線との交点に至り、同所から同市道を北東へ進み、市道吉田・久木山線との交点に至り、同所から同市道を南東へ進み、市道福江137号線との交点に至り、同所から同市道を北東へ進み、市道本山29号線との交点に至り、同所から同市道を南東へ進み主要地方道福江富江線との交点に至り、同所から同主要地方道を南へ進み市道吉田線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み市道猪掛・堤線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み、市道本山21号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み、主要地方道福江荒川線との交点に至り、同所から同主要地方道を東へ進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで（20年間）

2 伊佐の浦ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県西海市西海町に所在する西海市道涼松線と市道涼松1号線との接点を起点とし、市道涼松線を東へ進み、同市道と伊佐ノ浦ダム管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を東から南へと進み、北東へ迂回しさらに南東から西へと進み、市道涼松1合線との接点に至り、同所から市町道を北へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで（20年間）

3 有明の森特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県島原市有明町湯江乙に所在する一般県道愛野島原線と島原市道二ツ石A線との接点を起点とし、同所から同市道を南へ進み、同市道と市有林北端境界との交点に至り、同所から同境界を西へ進み、同境界が島原市と雲仙市との行政界と交わる点に至り、同所から同行政界を北へ進み、同行政界と一般県道愛野島原線との交点に至り、同所から同一般県道を東へ進み、同一般県道と市道有明の森線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み、同市道と市道種畜場線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み、同市道と市道横道3号線との接点に至り、同所から同市道を南東へ進み、北東に迂回してさらに南東へ進み、同市道と市道横道1号線との接点に至り、同所から同市道を南東へ進み、同市道と横道3号線との接点に至り、同所から同市道を南東へ進み、同市道と市道久原線との接点に至り、同所から同市道を南西へ進み、同市道と森岡牧場北端境界との接点に至り、同所から同境界を南東へ進み、同境界と市有林との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み、同境界線と一般県道愛野島原線との交点に至り、同所から同一般県道を西へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで（20年間）

4 荒牧特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県雲仙市南串山町乙に所在する2級河川川内川と一般国道251号との交点を起点とし、同所から同一般国道を北東へ進み、同一般国道と雲仙市道南串山板引線との接点に至り、同所から同市道を南へ進み、同市道と雲仙市道南串山檜峰線との接点に至り、同所から同市道を東へ進み、同市道と一般県道荒牧尾登線との接点に至り、同所から同一般県道を北東へ進み、さらに南東へ進み、同一般県道と農作業道門山大王平線との接点に至り、同所から同農作業道を南西へ進み、同農作業道と雲仙市道板引諏訪線との接点に至り、同所から同市道を南西から北へと進み、同市道と一般県道荒牧尾登線との接点に至り、同所から同一般県道を

北西へ進み、同一般県道と雲仙市道南串山・遠見坂線との接点に至り、同所から同市道を西へ進み、同市道と2級河川川内川右岸との交点に至り、同所から同2級河川右岸を北西へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで（20年間）

5 京泊特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県雲仙市南串山町丙に所在する一般国道251号と2級河川倉越川との交点を起点とし、同所から同2級河川左岸（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、海岸線、倉越川、河口左岸、児島について同じ。）を南東へ進み、同2級河川と雲仙市道南串山倉越海岸線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み、同市道と一般国道251号との接点に至り、同所から同一般国道を南西へ進み、同一般国道と雲仙市南串山道水ノ浦小津波見線との接点に至り、同所から同市道を西へ進み、同市道と雲仙市道田の平上ゲ線との接点に至り、同所から同市道を北から西へ進み、同市道と雲仙市道南串山京泊打越線との接点に至り、同所から同市道を北へ進み、同市道と海岸線に通ずる小径との接点に至り、同所から同小径を北へ進み、同小径と海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を東へ進み、京泊港を経てさらに海岸線を東へ進み、2級河川倉越川河口左岸地先に至り、同所から同2級河川左岸を南へ進み、起点に至る線に囲まれた区域及び児島の全

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで（20年間）

長崎県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 324号	長崎市茂木町1536番1地先から 長崎市茂木町1531番2地先まで	令和4年10月25日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

キャロットガーデン大村
長崎県大村市富の原二丁目700番2 外14筆

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

大村市長 園田 裕史

- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量（河川定期縦横断測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県諫早市 本明川水系（本明川・半造川・福田川）	令和4年10月27日から 令和5年2月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、愛津原土地改良区理事長から公共測量（愛津原地区確定測量業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市愛野町 愛津原地区	令和4年10月18日から 令和5年3月22日まで

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和4年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業 務 名 県南振興局庁舎建設工事に係る設計業務
- (2) 業 務 内 容 基本設計及び実施設計
- (3) 業 務 場 所 長崎県諫早市永昌東町
- (4) 履 行 期 間 契約日から令和6年1月12日まで

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県土木部営繕課
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
電話 095-894-3096

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年9月30日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

山下・有馬特定建設関連業務委託共同企業体

代表構成員 福岡県福岡市博多区御供所町3番21号
株式会社 山下設計 九州支社
取締役常務執行役員支社長 成田 憲泰
構成員 長崎県長崎市桜町3番6号
株式会社 有馬建築設計事務所
代表取締役 有馬 一郎

- 5 随意契約に係る契約金額
188,790,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続き
随意契約（公募型プロポーザル）
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第167条の2第1項第2号の規定に該当するため。

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品等又は特定役務の名称
長崎県警察職員総合管理システム構築業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
電話 095-820-0110
- 3 調達方法
委託
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和4年9月15日
- 6 落札者
福井県福井市みのり4丁目14-17
株式会社アクセンディ 代表取締役 有賀 尚江
- 7 落札価格
408,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日
令和4年7月22日
- 9 落札方式
総合評価落札方式

雑 報

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和4年10月25日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 工事番号 4長大佐 第 2-1 号
 - (2) 工事名 長崎県立大学佐世保校 講義棟解体工事

- (3) 工事場所 佐世保市川下町
- (4) 工 期 令和5年6月15日限り
- (5) 工事概要 工事種別：解体工事
 主要用途：大学（教室等）
 構造：鉄筋コンクリート造 4階（一部鉄骨造 渡り廊下を含む）
 規模：延べ面積 2,124㎡
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 令和4年3月22日長崎県告示第226号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。
- (10) 本工事は、長崎県「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」（令和3年9月22日3建企第296号）（以下、特例監理技術者に関する通知という）に準じて、要件を満たす場合は建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、特例監理技術者という）の配置を可能とする工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

共同企業体の構成員数	2者	
出 資 比 率	最小限度 30%	
資 格 要 件	代 表 構 成 員	そ の 他 の 構 成 員
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有し、かつ、解体工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、解体工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	長崎県内に主たる営業所有する者で、建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、総合数値が800点以上、かつ、解体工事に係る総合数値が700点以上であること。	長崎県内に主たる営業所有する者で、解体工事に係る総合数値が700点以上であること。
年間平均完成工事高	建築一式工事において9,000万円以上	条件なし
経営事項審査の審査基準日	令和4年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に掲載され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと。	

（注1）「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所であり、当該営業所は本店たる営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加者資格者名簿（以下「名簿」という）に登載された営業所（以下「受任営業所」という）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

（注2）「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、原則として契約締結日からとする。

	代 表 構 成 員	そ の 他 の 構 成 員						
同種工事の施工実績に関する条件	<p>公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度）から公告日までに、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、500㎡以上の建築物の解体工事の完了の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。</p> <p>なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。</p> <p>また、施工実績となる建築物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）とそれ以外の混構造の場合は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）部分の延べ面積を対象とする。</p>	<p>公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度）から公告日までに、元請けとして鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、250㎡以上の建築物の解体工事の完了の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。</p> <p>なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。</p> <p>また、施工実績となる建築物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）とそれ以外の混構造の場合は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）部分の延べ面積を対象とする。</p>						
配置技術者に関する条件	<p>以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。</p>	<p>以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>国家資格等</td> <td> <p>① 法による一級建築施工管理技士の資格を有する者。</p> <p>② 建築工事業、かつ、解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p> </td> <td> <p>① 解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"> <p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任とし、他工事の技術者を兼務することは認められない（長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外とする）。ただし、特例監理技術者に関する通知の1(1)、(2)の要件を満たす場合に監理技術者を特例監理技術者として配置する期間は、兼務を可とする。</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。</p> </td> </tr> </table>	国家資格等	<p>① 法による一級建築施工管理技士の資格を有する者。</p> <p>② 建築工事業、かつ、解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p>	<p>① 解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p>	その他	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任とし、他工事の技術者を兼務することは認められない（長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外とする）。ただし、特例監理技術者に関する通知の1(1)、(2)の要件を満たす場合に監理技術者を特例監理技術者として配置する期間は、兼務を可とする。</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。</p>			
国家資格等	<p>① 法による一級建築施工管理技士の資格を有する者。</p> <p>② 建築工事業、かつ、解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p>	<p>① 解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を修了した日から5年を経過していない者</p>						
その他	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任とし、他工事の技術者を兼務することは認められない（長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外とする）。ただし、特例監理技術者に関する通知の1(1)、(2)の要件を満たす場合に監理技術者を特例監理技術者として配置する期間は、兼務を可とする。</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。</p>							
その他の条件	<p>当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。</p>	<p>条件なし。</p>						

(注1)「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

(注2)「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

(注3)「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県立大学佐世保校 総務課建設整備グループ	TEL 0956-59-6778	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番
工事・技術 担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項		FAX 0956-47-6941	

4 提出書類

- (1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。
 - ① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ
- (2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ
 - ② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。
 - ③ 上記①、②のほか、2-(2)（注3）の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の 交付期間及び方法	【交付期間】 令和4年10月25日（火）から 令和4年11月9日（水）まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。
【提出について】 競争参加資格確認届出書 等の提出期間及び場所	【提出期間】 令和4年10月26日（水）から 令和4年11月9日（水）まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関する質 問期間及び場所	【質問期間】 令和4年10月25日（火）から 令和4年11月10日（木）まで	3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限 及び回答方法	令和4年11月14日（月）まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、下記ホームページにて回答 長崎県立大学ホームページ（ http://sun.ac.jp/ ） 画面中の「佐世保校キャンパス整備」専用バ

		ナーから入手すること。
入札日時及び場所	令和4年11月21日（月） 午後14時00分から	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 長崎県立大学佐世保校 図書館1階 ラーニングコモン
競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算して3日以内	3の入札等担当部局へ持参

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市
権島町
八番十二号

株式会社
寺ク
イ
ツ
ク
プ
リ
ン
弥
ト

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日をも定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

(注2) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

(1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（3建企第547号 令和4年3月25日）」を準用するものとする。

(2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

7 入札方法 紙 入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

9 契約保証金

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

10 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 入札の無効

共通事項書14の(1)～(13)及び(15)～(17)に該当する場合は入札無効とする。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13～14、17(1)(4)、18(1)～(5)を準用する。

(2) 不明な点に関する問い合わせ先 3の入札等担当部局